

教育研究審議会に関する主な検討項目

項 目	専門部会検討結果
定数	定款に規定せず，法人の規程で定める。
構成	学長 副理事長 学長が指名する理事 学部，研究科等の教育研究上の重要な組織の長 学長が指名する職員 「基本方針」の想定する構成員に同じ
学外者の参画の有無と その人数	学外者を委員に任命することができる。
再任の可否	定款に規定せず，法人の規程で定める。 任期2年，再任可 ただし，役員である委員の任期は役員の任期 職員である委員の任期は在職期間
審議事項 (理事会，教授会との審議事項の 調整を含む。)	「基本方針」で想定する審議事項に同じ <理事会との役割分担> 審議会は，専門的な見地から審議検討を行う機 関であり，決定は理事会の議を経て理事長が行う。 <教授会との役割分担> 教授会の審議事項と重複する教員の人事につい ては，次のような調整が考えられる。 教育研究審議会...教員人事の基準，方針を作成 教授会...具体的な教員の採用，昇任の選考

【定款記載例】

(設置及び構成)

第 条 法人に法人の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 学長
- 二 副理事長
- 三 学長が指名する理事
- 四 学部，研究科等の教育研究上の重要な組織の長
- 五 学長が指名する職員

3 学長は、前項各号に掲げる者のほか、法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者を委員に任命することができる。

(審議事項)

第 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 二 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 三 大学，大学院，学部，学科その他重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- 四 法人の基本的な規則（大学の教育研究に関する部分）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 五 教員の人事及び評価に関する事項
- 六 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 七 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- 八 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 九 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- 十 その他大学の教育研究に関する重要事項

教育研究審議機関

1 制度の概要

- ・教育研究に関する重要事項を審議する機関として、学長、学部長等により構成する教育研究審議機関を置く。

地方独立行政法人法

§77

<地方独立行政法人法>

第77条3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。

4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

2 国立大学法人の状況

- ・教育研究に関する重要事項を審議する機関として、学長、学長が指名する理事、学部等重要な教育研究組織の長、学長が指名する職員により構成する教育研究評議会を置く。

国立大学法人法

§21

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、「教育研究審議会（仮称）」を置く。
- ・教育研究審議会（仮称）は、学長、副理事長、学長が指名する理事、学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし、その委員の人数や任期等については、検討を行う。

基本方針

第2,1(6)

4 先行法人の状況

(1) 設置状況 必置機関であり、すべての先行法人に設置されている。

(2) 定数等

定数

区分	法人数	定数	法人数
10人以内	2 法人	20人以内	4 法人
12人以内	1 法人	25人以内	2 法人
13人以内	1 法人	その他	1 法人
14人以内	1 法人		設置大学毎に規定(9,12,15)
15人以内	5 法人	定款に規定なし	1 3 法人
18人以内	2 法人		

学外者の参画

区 分	法人数	内 訳	
学外者の参画を 定款に規定	22法人	2人	3法人
		2人以上	2法人
		3人	1法人
		人数等の規定なし	14法人
		任命可能	2法人
学外者の参画を 定款に規定せず	10法人		

構成

区 分	法人数	備 考
<u>学長</u>	32法人	
学部長	9法人	
<u>教育研究上重要な組織の長</u>	32法人	
<u>副理事長</u>	11法人	
<u>学長の指名する理事</u>	17法人	
理事	1法人	
副学長	11法人	
<u>学長の指名する職員</u>	23法人	
学長の指名する教員	2法人	
学外者	22法人	
事務局長	6法人	
附属病院の長	1法人	

「ゴシック体」は、地方独立行政法人法第77条第4項に例示のある構成員

「斜体」は、国立大学法人法第21条第2項に規定する教育研究評議会の構成員

~~~~~（波線）は、宮城大学の法人化基本方針において想定している構成員

任期

| 区 分     | 法人数  | 内 訳                                           |
|---------|------|-----------------------------------------------|
| 2年      | 21法人 | うち18法人は、「役員は役員としての任期による」、「学外委員の任期は2年」等の限定のあり。 |
| 定款に規定なし | 11法人 | 実際の任期は、2年としている法人がほとんどである。（教育研究審議会運営規程等に規定）    |

再任

| 区 分     | 法人数  | 内 訳                                 |
|---------|------|-------------------------------------|
| 再任可     | 16法人 | うち1法人は、指名委員（学外委員）は再任されることができるとの規定内容 |
| 定款に規定なし | 16法人 |                                     |

## 教育研究審議会の審議事項

### 1 国立大学法人の状況

中期目標についての意見に関する事項（経営に関するものを除く。）  
中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関するものを除く。）  
学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項  
教員人事に関する事項  
教育課程の編成に関する方針に係る事項  
学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項  
学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項  
教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項  
その他国立大学の教育研究に関する重要事項

国立大学法人法

§ 21

### 2 宮城大学の法人化基本方針

教育研究審議会（仮称）の審議事項については，検討を行う。

〔想定される教育研究審議会（仮称）の審議事項〕

- イ 中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの
- ロ 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち，大学の教育研究に関するもの
- ハ 大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち，大学の教育研究に関するもの
- ニ 法人の基本的な規則（大学の教育研究に関する部分）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ホ 教員の人事及び評価に関する事項
- ヘ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ト 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- チ 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- リ 教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び第三者による評価に関する事項
- ヌ その他大学の教育研究に関する重要事項

基本方針

第2,1(6)

### 3 先行法人の状況

| 区 分                                                     | 法人数   | 備 考                   |
|---------------------------------------------------------|-------|-----------------------|
| 中期目標についての意見に関する事項のうち（法人の経営に関するものを除く。）                   | 20 法人 | を含めると32 法人            |
| 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）                       | 20 法人 | を含めると年度計画に関することは32 法人 |
| <u>学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</u> | 30 法人 |                       |
| <u>教員の人事に関する事項</u>                                      | 28 法人 | 方針，基準とするもの有           |
| <u>教育課程の編成に関する方針に係る事項</u>                               | 32 法人 |                       |
| <u>学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項</u>            | 29 法人 |                       |
| <u>学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</u>  | 29 法人 |                       |
| <u>教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</u>                    | 32 法人 |                       |
| <u>その他大学の教育研究に関する重要事項</u>                               | 32 法人 |                       |
| <u>中期目標についての意見に関する事項及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）</u>   | 12 法人 |                       |
| <u>法律により設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない事項（法人の経営に関するものを除く。）</u> | 16 法人 |                       |
| <u>大学，学部，学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）</u>  | 5 法人  |                       |
| <u>職員の人事及び評価の方針に関する事項</u>                               | 3 法人  | 人事の方針，基準等あり           |
| <u>予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</u>                             | 3 法人  |                       |
| <u>経営審議会に対する意見</u>                                      | 2 法人  |                       |
| <u>教育研究に関する基本的な方針に関する事項</u>                             | 1 法人  |                       |
| <u>研究費の配分方針に関する事項</u>                                   | 1 法人  |                       |

「ゴシック体」は，国立大学法人法第21条第3項に規定する教育研究評議会の審議事項と同じ事項

~~~~（波線）は，宮城大学の法人化基本方針において想定している審議事項